

いすみ市地域おこし協力隊員募集要項

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、コミュニティの存続などが懸念されるなか、市外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用することで、定住促進活動を通じて人口の増加による地域の活性化を推進するとともに、隊員の定住を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊員を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 1名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当するものを対象とする。

- (1) 年齢20歳以上（応募時点現在）
- (2) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合はいすみ市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既にいすみ市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象外。
- (3) 普通自動車運転免許を持っていること。

3. 任期

初年度の委嘱期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長3年間（令和9年7月31日まで）とする。

なお、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として7時間45分とする。
※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動する。（早朝・晩の活動あり）
- (2) 活動日数は原則として1ヶ月20日間とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額192,000円とする。（1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり9,600円の日割り計算により支給するものとする。）
- (2) 市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行う。活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

分野	いすみ市移住定住促進【空き家活用】事業
活動内容	<p>いすみ市は合併時からこれまでさまざまな移住定住施策を実施し、現在は宝島社による「2024年度版第12回住みたい田舎ベストランキング」において8年連続首都圏エリアで総合部門第1位（若者世代、単身者部門・子育て世代部門・シニア世代部門いずれも1位）を獲得するほど移住者にとって魅力的な市となりました。しかし、いすみ市への移住を検討しても住む家が見つからない、住みたい家が無いなど移住者にとって大きな課題が生じています。一方で、総務省「平成30年住宅・土地統計調査」によると市内の使用目的の無い空き家は2,680戸、空き家率は13.1%、この空き家率は全国の空き家率の約2.3倍となり、人口減少と連動し、空き家の戸数は増加傾向にあるとの調査結果がでています。このように借りたい人はいるものの市内の空き家が増えるのは、借りたい人の求める空き家条件が高くなっていることや、所有者が空き家を活用せず老朽化してしまっていることなど、様々なことが要因として考えられます。老朽化する前に空き家を有効活用できるように、借りたい人と貸したい人をマッチングする「空き家バンク制度」を活用することにより、移住希望者等の住居不足や管理不全空家・特定空家の解消につながります。</p> <p>今回、地域おこし協力隊として募集を行うことで、上記のような空き家問題に取り組み、移住定住促進事業に貢献していただけるような方を期待しています。具体的な活動内容は面接等において決めていくことにはなりますが、概ね、以下のような活動を行っていただく予定です。</p> <p>(1) 移住定住促進に向けた空き家活用事業 移住相談の対応、空き家バンクの管理・運営、制度周知、利用登録促進、物件登録促進、空き家物件調査、空き家物件一覧作成等</p> <p>(2) その他 本人の適性や希望に合わせて、移住定住促進業務や空き家バンク業務に関する事業を新たに立ち上げ、実施することも大いに歓迎します。</p>

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援
- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援

- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。また、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）まで
※令和6年5月31日（金）必着。

- (2) 応募方法

別紙「いすみ市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付、いすみ市役所企画政策課に郵送又は持参。

- (3) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、いすみ市役所企画政策課の窓口で配布する。また、いすみ市ホームページからもダウンロードにより入手可能。

いすみ市ホームページURL <http://www.city.isumi.lg.jp/>

10. 選考

- (1) 1次選考（書類選考）

1次選考として書類選考を行い、結果を令和6年6月7日（金）に文書で応募者全員に郵送する。

- (2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、令和6年6月14日（金）（予定）にいすみ市役所大原庁舎にて第2次選考試験（面接）を行う。

- (3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和6年6月21日（金）（予定）に文書で第2次選考受験者全員に郵送する。
なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

11. 応募、問い合わせ先

〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400-1

いすみ市役所 企画政策課（担当：鶴沢）

Tel : 0470-62-1382 Fax : 0470-63-1252